

第47回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務仕様書

1 業務名

第47回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務

2 業務の目的

令和6年に本県で第47回全国育樹祭を開催するにあたり、その宿泊輸送等業務に必要な調査、検討、宿泊施設等の仮確保等の業務を包括的に行うとともに、計画の策定を行うことを目的とする。

3 開催概要

(1) 主催

福井県

公益社団法人国土緑化推進機構

(2) 期間

ア 式典行事等

名称	開催時期	開催場所	参加予定者
式典行事	令和6年秋季 (開催日の発表は令和6年1月頃を予定)	サンドーム福井 (越前市)	約5,000人 (県外参加者約1,500人、 県内参加者2,000人、出演者・運営スタッフ1,500人)
お手入れ行事	式典行事の前日	一乗谷朝倉氏遺跡 (福井市)	約200人
レセプション	式典行事の前日	福井市内のホテル	約300人

イ 併催行事

名称	開催時期	開催場所	参加予定者
育林交流集会	式典行事の前日	福井県内(未定)	約500人
全国緑の少年団活動発表大会・全国緑の少年団交流集会	式典行事の前日	福井県内(未定)	活動発表大会約500人、 交流集会約200人

ウ 記念行事

名称	開催時期	開催場所	参加予定者
森林・林業・環境機械展示実演会	式典行事の当日および翌日	福井県内(未定)	約17,000人

エ リハーサル

名称	開催時期	開催場所	参加予定者
総合お手入れリハーサル (お手入れ)	式典行事の1～2ヶ月前	お手入れ会場	約150人
総合リハーサル(式典)	式典行事の1～2ヶ月前	式典会場	約500人
お手入れリハーサル	お手入れ行事の1週間前	お手入れ会場	約150人
式典リハーサル	式典行事の1週間前	式典会場	約1,500人
お手入れ前日リハーサル	お手入れ行事の前日	お手入れ会場	約150人
式典前日リハーサル	式典行事の前日	式典会場	約1,500人

4 委託業務内容

- (1) 実施体制の検討および設計
- (2) 名簿管理・案内状および招待状作成計画
- (3) 宿泊計画の策定
- (4) 輸送計画の策定
- (5) 弁当計画の策定
- (6) 記念品等配布計画の策定
- (7) 視察計画の策定
- (8) 料金徴収計画の策定
- (9) 必要経費の積算
- (10) 宿泊輸送等計画書の策定
- (11) 成果品の提出
- (12) その他付随する準備業務

※各詳細については、別紙「業務詳細」のとおり。

5 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

6 予算上限額

1,270千円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

7 発注者

第47回全国育樹祭福井県実行委員会

8 第47回全国育樹祭の宿泊輸送等に関する業務の委託

- (1) 本業務とは別に、令和6年度に開催する第47回全国育樹祭の宿泊輸送等に関する業務について、本業務受託者と委託契約を締結することを想定している。
ただし、当該業務は令和6年度福井県一般会計予算の成立を前提とするものであり、当該予算が議決されない場合は委託契約を締結しない。また、実行委員会において令和6年度事業計画および予算が承認されない場合も同様とする。

- (2) 宿泊輸送等業務に係る経費は60,000千円を想定している。
- (3) 本業務の受託者において、不誠実な対応があるなど、発注者が宿泊輸送等に関する業務の委託契約を締結することが不適切と判断した場合は、委託契約を締結しない。

この場合、本業務において実施する宿泊施設等の仮確保および計画策定に係る業務等については、引継ぎ資料を書面で作成し、発注者立会いのもとで宿泊輸送等に関する業務の受託者に説明すること。その際、本業務において作成した資料等のデータ一式を提供すること。また、本業務において調整等を行ってきた各関係者への連絡を徹底し、円滑な引継ぎに協力すること。

9 運営体制

- (1) 受託者は、専任の統括責任者および主任担当者を置くこと。また、業務の運営体制および役割分担を計画に示し、第47回全国育樹祭福井県実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）の承認を得ること。
- (2) 受託者は、事務局と十分な協議の上、業務全体および個別業務に係る工程表を契約確定日の翌日から原則として2週間以内に提出し、事務局の承認を得ること。
- (3) 受託者は、定期的な進行管理を行い、期限を遵守し、確実に業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、事務局や関係者等と密接に連絡調整を行うこと。打合せ内容等については、議事録を作成して1週間以内に提出し、事務局の承認を得ること。
- (5) 受託者は、契約締結月から令和6年3月までの間、毎月1回以上、事務局に対して定例報告を行うこと。定例報告の日時については、あらかじめ事務局と協議のうえ定めることとし、必要な資料作成を行うこと。場所は原則として県庁内会議室とするが、Web会議システム（Microsoft Teamsなど）でも円滑に行えるようにすること。また、受託者は定例報告に係る議事録を作成し、1週間以内に提出のうえ、事務局の承認を得ること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と事務局は双方協議のうえ、随時打合せ等を行うことができる。

10 実施上の留意点

- (1) 受託者は、本件委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ事務局の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等の事項に係る支払業務を行うこと。
- (3) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに事務局に報告すること。
- (4) 本業務の履行に当たっては、最新の法令等を遵守すること。

11 著作権等

受託者は受託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む）を事務局に無償で譲渡するもの

とし、著作権人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

また、受託者は成果品に係る全てについて、事務局の承諾を得ずに第三者に公表、貸与および使用させてはならない。

1 2 秘密保持

- (1) 受託者は、本契約上の債務履行に関して事務局から受領し、またはその他の方法により知り得た一切の事実および情報について、秘密情報として管理し、事前に事務局の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、前号における秘密情報を知得した自己の役員または使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後または契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、事務局から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体およびそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を行うこととする。

1 3 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

1 4 その他

- (1) 納入物件は電子媒体とし、その後の利用方法を勘案して適切なファイル形式、媒体（CD-R等）で納入すること。
- (2) 本仕様の解釈に疑義が生じた場合は、事務局の担当者と協議のうえ定めること。

1 5 事務局

第47回全国育樹祭 福井県実行委員会事務局

(福井県農林水産部全国育樹祭室内)

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電話：0776-20-0749

E-mail：ikujusai_jimukyoku@pref.fukui.lg.jp